

# 季節資金貸付要項

## 1. 目 的

この資金は、組合員が従業員に支給する賞与に必要な資金を融資し、もって越盆、越年の資金需要の円滑化を図ることを目的とする。

## 2. 資金用途

従業員に支給する賞与資金

## 3. 貸付先

組 合 員

## 4. 貸付限度額

(1) 手形取引約定書(兼連帯保証約定書)の範囲内で出資金の5倍以内。

ただし、融資額300万円までは、出資金の5倍を越えても可とする。

なお、直近の決算報告書または一般貨物自動車運送事業報告書の徴求を条件とする。

(2) 従業員給料の1ヵ月分に相当する金額。

(3) 月商の60%以内(特別積合せ貨物運送の集配事業に関する売上については、取扱手数料をもって月商とする)。

以上3項目の内、いずれか一番少ない金額とする。

ただし、前項以外のものについては、理事会で決定する。

## 5. 償還期限並びに利率

貸出の都度、理事会で決定する。

## 6. 貸付方法

手形貸付とする。

## 7. 保証および担保

手形取引約定書(兼連帯保証約定書)による。

## 8. そ の 他

この事項で定めるものの他、変更する事項は、理事会で決定する。

## 付 則

この事項は平成9年10月24日より実施する。

## 改 訂

平成13年4月26日 貸付限度額一部改訂